他団体からの協賛、後援等依頼に対する許諾ガイドライン

平成25年7月23日制定

I. 他団体への協賛、後援等の許諾に関する基本的考え方

日本工学会(以下、「本会」という。)事業との関連性および公益性の視点から、以下の条件を 満足する場合は、原則として、協賛、後援等を許諾する。

1. 会合等内容

会合等の内容が本会事業に関連あり、かつ、本会会員にとって有益と考えられること。

2. 依頼元団体の属性

下記のいずれかであること。

- (1) 官公庁、独立行政法人、学校法人、等
- (2) 学協会等、非営利社団法人(公益社団法人、一般社団法人)
- (3) 研究会、委員会等、(2)に準じる非営利団体(必ずしも法人格が無くても対象とする) その他、新聞社、雑誌社等、については、公益性、公共性の視点から、個別に判断する。
- 3. 本会の負担等

本会 Web ページによる周知程度で、負担金がないこと、かつ、労務提供義務がないこと。

- Ⅱ. 他団体からの Web 掲載あるいはメールによる周知依頼に対する考え方
 - 1. 本会が協賛または後援等の立場にある場合
 - (1) 原則として、関連 URL を本会 Web ページに掲載し周知する。
 - (2) 必要に応じて、事務研での資料配布あるいはメールにより会員学協会へ周知する。 なお、事務研での資料配布は、事務研委員長等の判断による。
 - 2. 本会が協賛、後援等の立場に無い場合

掲載内容が本会事業に関連あり、かつ、本会会員にとって有益であると判断され、依頼元が、下記のいずれかである場合には、原則として、Web 掲載を行う。

- (1) 官公庁、独立行政法人、学校法人、等
- (2) 本会分野に近い学協会等、公益法人(公益社団法人、一般社団法人) その他、法人格のない学協会、研究会、委員会等の団体、新聞社、雑誌社、等は、
- ①本会会員にとっての有益性、②公共性、公益性、の視点から個別に判断する。
- Ⅲ. 実施、報告、本ガイドラインの追記、審議等
 - 1. 上記ガイドラインに照らし、明らかに条件を満たす場合は、事務局長が協賛等の許諾事務 処理、Web 掲載等を実施し、事業担当理事が取り纏め、直近の理事会に「外部からの依頼 事項」として報告する。
 - 2. 前項に該当しないケースは、事業担当理事が個別に判断し、本ガイドラインに追記する。
 - 3. 重要なケースは、事業担当理事が理事会に諮る。

以上